

# 第5 し尿処理

## 1 収集処理の状況

本市のし尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化处理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

令和2年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約376万人のうち、くみ取り処理約0.06%、浄化槽処理約0.23%と推計されます。

## 2 終末処理の状況

令和2年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は33,668k1で、全量を磯子検認所で受け入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

## 3 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。令和2年度に申請受理した基数は30基で、その設置累計は5,722基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

### (1) 浄化槽設置等にかかる審査及び指導

浄化槽の設置・変更について、関係法令等に基づき人員算定及び浄化槽の構造等の審査・指導を行っています。令和2年度に行った浄化槽設置等の審査・指導件数は30件です。

### (2) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、令和3年4月1日時点で、浄化槽の清掃業許可業者18社が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るよう指導しています。

### 令和2年度指導実績

- ・ 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（3基）

- ・ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（56基）

## 4 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位：kl)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
し 尿 収 集 量	7,173	7,109	6,982	7,641	6,636
浄化槽汚泥等収集量	26,069	26,402	27,173	27,645	27,032
総 収 集 量	33,242	33,511	34,155	35,286	33,668

## 5 公衆トイレ・災害対策用トイレ

### (1) 公衆トイレの維持管理

市内には資源循環局管理の公衆トイレが 77 か所あります（令和 3 年 3 月末時点）。清掃は利用状況に応じて週 4～7 回行うとともに、利用者にマナーの向上を呼びかけ、清潔の保持に努めています。なお、一部の公衆トイレでは、1 日 2 回の清掃を行っています。

また、一部の公衆トイレでは地元の企業や団体から清掃やネーミングライツの御協力をいただいています。

### (2) 公衆トイレの整備

和式便器の洋式化を順次進めるなど、市民や来街者が安心して利用できる環境を計画的に整備しています。

また、都心部や観光地周辺の公衆トイレの全面改修を行うとともに、再開発に伴う建替えや、床の段差解消などの改修を進めています。

### (3) 災害対策用トイレ

地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点等に災害対策用トイレの配備を進めており、その中でも災害時下水直結式仮設トイレ（災害用ハマッコトイレ）の整備を重点的に進めています。

また、地域防災拠点の防災訓練などを活用し、自宅におけるトイレパックの備蓄などの災害時のトイレ対策について、啓発を行っています。